

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正の理由

国は令和4年6月に策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、規制・制度の見直しを行うこととしている。

また、デジタル社会形成基本法の令和5年の改正では、最新の情報通信技術の活用により国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から、国、地方公共団体及び事業者の業務の処理について、これに関連する規制により情報通信技術の進展の状況を踏まえたその効果的な活用が妨げられないようにするために必要な措置が講じられなければならない旨が追加された。

そこで、本県でも国の見直しを踏まえて、「特定非営利活動促進法施行条例施行規則」に基づき特定非営利活動法人が書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合の方法等について、新たな技術の活用を阻害しないようにするとともに、将来出現し得る新たな技術にも対応できるようにするため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

特定非営利活動法人が作成する財産目録や事業報告書等の書面の事務所への備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存の方法等について、磁気ディスク等に限らず、広く対象となるよう電磁的記録に係る媒体に改める。

3 施行期日

令和7年3月施行予定